

審査基準新旧対照表

旧	新
審 査 基 準 <u>令和4年5月13日</u>作成	審 査 基 準 <u>令和7年8月8日</u>作成
法 令 名：道路交通法	法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第99条の2第4項	根 拠 条 項：第99条の2第4項
処 分 の 概 要：技能検定員資格者証の交付（審査により判断する場合 以外の場合）	処 分 の 概 要：技能検定員資格者証の交付（審査により判断する場合 以外の場合）
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第99条の2第4項（技能検定員） 技能検定員審査等に関する規則第4条（技能検定員 審査の審査方法等）、第6条（技能検定員審査に合格 した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める 者としての認定）、第7条（技能検定員資格者証の交 付等）	法 令 の 定 め：道路交通法第99条の2第4項（技能検定員） 技能検定員審査等に関する規則第4条（技能検定員 審査の審査方法等）、第6条（技能検定員審査に合格 した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める 者としての認定）、第7条（技能検定員資格者証の交 付等）
審 査 基 準：技能検定員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり。	審 査 基 準：技能検定員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：12日間（行政庁の休日は含まない。）	標 準 処 理 期 間：12日間（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：警察本部運転免許試験課	申 請 先：警察本部運転免許試験課
<u>問 い 合 わ せ 先</u> ：警察本部運転免許試験課教習所係（092-566-2892）	<u>問 合 せ 先</u> ：警察本部運転免許試験課教習所係（092-566-2892）
備 考：	備 考：

別紙

福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第99条の2第4項の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。

1 （略）

2 法第99条の2第4項第2号ロ関係

法第99条の2第4項第2号ロの「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、卒業証明書等を偽造する行為、技能検定の職務に関し収賄する行為等の刑罰法令に触れる行為や道路交通法施行規則第34条に違反して技能検定をする行為等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその認識がなかった場合（例えば、免許証の更新をせず、失効したことに気付かずに教習に従事した場合等）は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。

別紙

福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第99条の2第4項の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。

1 （略）

2 法第99条の2第4項第2号ロ関係

法第99条の2第4項第2号ロの「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、卒業証明書等を偽造する行為、技能検定の職務に関し収賄する行為等の刑罰法令に触れる行為や道路交通法施行規則第34条に違反して技能検定をする行為等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその認識がなかった場合（例えば、免許証等の更新をせず、失効したことに気付かずに教習に従事した場合等）は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。